

基本方針

各圏域の実情に応じた
地域包括ケアシステムの深化と推進を図ります。

- ・ 高齢者が自分らしい生活を継続するための支援を実施します。
- ・ 地域住民とともに地域を支える力となることを目指します。
- ・ チームアプローチにより業務を行います。

【運営における基本的な視点】

- ▶ 公益性の視点
…公正・中立性
- ▶ 地域性の視点
…地域特性等を踏まえた運営
- ▶ 協働性の視点
…チーム対応、地域内連携

○運営体制について

- ・ 活動日（月～土）、活動時間（市役所開庁時間の8:30～17:15を含む）の統一
- ・ 緊急時の体制整備

○事業推進について

- ・ 担当圏域の地域診断の実施
- ・ 令和元年度事業評価を参考とした事業計画の立案

令和2年度
重点取組事項

★ 地域支援事業の充実に向けた各事業の推進と活動体制の強化

- ・ 第7期介護保険事業計画の基本方針に示されたように、『介護予防』の視点を重視して取り組むこと。
- ・ 総合相談体制の強化（福祉総合相談窓口との連携。認知症地域支援推進員の配置により認知症に関する窓口の明確化）
- ・ 適正な人員配置について検討すること。
- ・ 地域包括ケアシステム構築の中核機関として、市と連携し業務や事業を着実に実施し、職員の資質向上に努めること。

★ 関係機関等との連携強化

- ・ 「コミュニティケアネットワークかわごえ」の活動に参加することで、医療・介護関係者との連携をさらに強化すること。
- ・ 地域ケア会議（圏域別、個別、自立支援型、地域ケア推進）の実施により、地域の課題を抽出し、医療・介護・障害者・生活困窮者等関係者と連携することで課題解決を図ること。
- ・ 生活支援体制整備事業として配置された第1層第2層生活支援コーディネーターと連携・協力し、活動を地域へ広げること。
- ・ 地域包括支援センターのチラシの配布等の周知啓発に努め、地域住民により親しまれるような機関とすること。

地域包括支援センター事業

総合相談支援業務

- ◇ 実態把握の実施
- ◇ 総合相談支援の充実
- ◇ 地域におけるネットワークの構築

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ◇ 包括的・継続的なケア体制の構築
- ◇ 地域におけるケアマネジャーのネットワーク活用
- ◇ CM への個別支援
- ◇ 支援困難事例への指導・助言

一般介護予防事業

- ◇ いもっこ体操教室
- ◇ 介護予防サポーター養成講座
- ◇ 自主グループ支援
- ◇ 介護予防普及啓発事業
- ◇ 認知症予防教室
- ◇ 介護予防把握事業

認知症への支援事業

- ◇ 任意事業
認知症家族介護教室、フォローアップ事業の実施
 - ◇ その他事業
認知症サポーター養成講座の開催
 - ◇ 認知症総合支援事業
オレンジカフェ開催、認知症初期集中支援チームの活動への参画
- 各包括に『認知症地域支援推進員』を配置

地域ケア会議

- ◇ 地域ケア会議推進事業
・ 『個別会議』、『担当圏域ケア会議』の積極的開催
- ・ 『自立支援型地域ケア会議』、『地域ケア推進会議』実施

その他

- ◇ 在宅医療・介護連携推進事業
・ 「コミュニティケアネットワークかわごえ」への参画等。
- ・ 在宅医療拠点センターとの連携
- ・ 圏域内の医療・介護関係者との連携強化
- ◇ 生活支援体制整備事業
・ 第1層生活支援コーディネーターとの連携
- ・ 第2層生活支援コーディネーターと連携・協力し住民主体の活動に向けての支援、協議体の運営の支援

権利擁護業務

- ◇ 権利擁護に関する周知・啓発
- ◇ 高齢者虐待への対応
- ◇ 成年後見制度の利用支援

介護予防ケアマネジメント事業

- ◇ （第1号介護予防支援事業）
- ◇ ときも運動教室
- ◇ いきいき栄養訪問

家族介護支援事業

- ◇ 情報交換会など、在宅介護者への必要な支援を、地域の実情に応じて進めていく。



※「実施基準」に沿って事業を実施していきます。